

令和6年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のない関税制度の変更）

要望元：こども家庭庁支援局家庭福祉課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		学校等給食用の脱脂粉乳（児童福祉制度関係）								
改正要望の内容		学校等給食用の脱脂粉乳に係る関税を免税されている施設から、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により新設される里親支援センターを除く。								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
0402.10	211	学校等給食用脱脂粉乳	466円			466円			無税	
0402.21	211		/kg	無税		/kg	無税			
			500円			500円				
			/kg			/kg				
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		令和6年4月1日以降								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>学校等給食用の脱脂粉乳に係る関税を免税されていることにより、児童福祉施設において保育を受ける児童の福祉が図られている。</p> <p>② 問題点</p> <p>—</p>								
改正の必要性と目的達成の見通し		<p>① 改正の方向性</p> <p>児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により新設される里親支援センターにおいては、給食等の提供を行うことが想定されないことから、学校等給食用の脱脂粉乳に係る関税を免除される児童福祉施設から除く必要がある。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>令和6年4月1日以降</p>								
改正の効果と妥当性		<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>—</p> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>—</p> <p>③ 改正の妥当性</p> <p>従前より給食等の提供を行うことが想定されない児童福祉施設については、学</p>								

	校等給食用の脱脂粉乳に係る関税を免除される児童福祉施設から除かれているところであるため、本改正についても妥当である。
政策評価・関連措置	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>—</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>—</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>—</p> <p>④ 関連措置</p> <p>—</p>

○ 改正経緯

これまでの改正状況	—
措置による効果	—